

藤沢市教育委員会事務局組織等規則の一部改正について  
藤沢市教育委員会事務局組織等規則の一部を次のように改正する。

2006年（平成18年）3月21日提出

藤沢市教育委員会

教育長 小野 晴 弘

1 改正する規則

別紙のとおり

2 施行期日

平成18年 4月 1日

提案理由

この規則を提出したのは、指定管理者制度の導入に伴い、委員会の事務局における分掌事務等について整備する必要による。

藤沢市教育委員会事務局組織等規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年 3月 日

藤沢市教育委員会

委員長 開 沼 佳 子

藤沢市教育委員会規則第 号

藤沢市教育委員会事務局組織等規則の一部を改正する規則

藤沢市教育委員会事務局組織等規則（平成12年藤沢市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第4条スポーツ課の分掌事務第1号中「事業」を削り、同分掌事務第4号及び第5号中「スポーツレクリエーション」を「スポーツ・レクリエーション」に改め、同分掌事務第8号を次のように改める。

(8) 学校屋外運動場夜間照明設備の使用許可に関すること。

第4条スポーツ課の分掌事務中第12号を第14号とし、第11号を第13号とし、第10号の次に次の2号を加える。

(11) ビーチレクリエーションゾーンの運営管理

(12) 民間体育施設の開放に関すること。

第4条スポーツ課の分掌事務に次の1号を加える。

(15) 指定管理者に対する運営指導

第6条第6項から第8項までを削る。

別表第2固有事務決裁表の表スポーツ課の項中「

スポーツレクリエーションの奨励普及、 振興事業の実施
-------------------------------

スポーツ施設の使用許可及び使用料の 収納
-------------------------

」を「

スポーツ・レクリエーションの奨励普及、振興事業の実施
学校屋外運動場夜間照明設備の使用許可及び使用料の収納

」に改め、同項に次のように加える。

指定管理者に対する運営指導	部長
---------------	----

別表第3の表藤沢市教育委員会教育長之印スポーツ施設使用許可事務専用の項を次のように改める。

藤沢市教育委員会教育長之印スポーツ施設使用許可事務専用	13	削除
-----------------------------	----	----

別表第4の表中「

13

藤沢市教育委員会 教育長之印 スポーツ施設 使用許可事務専用
---

」を「

13

削除

」に改める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

藤沢市教育委員会事務局組織等規則新旧対照表

改正案	現行
<p>(分掌事務)</p> <p>第4条 前条第1項の表に規定する課及び図書館(以下「課等」という。)の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>スポーツ課</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) <u>スポーツ振興の総合企画及び連絡調整</u></li> <li>(2) スポーツ施設整備計画の策定と実施</li> <li>(3) スポーツ振興事業の企画及び実施</li> <li>(4) <u>スポーツ・レクリエーションの奨励普及</u></li> <li>(5) <u>スポーツ・レクリエーション関係団体及びその指導者の育成指導</u></li> <li>(6) スポーツ振興審議会の庶務</li> <li>(7) スポーツ施設に関すること。</li> <li>(8) <u>学校屋外運動場夜間照明設備の使用許可に関すること。</u></li> <li>(9) 学校体育施設の開放に関すること。</li> <li>(10) まちかどスポーツ広場の設置及び運営管理</li> <li>(11) <u>ビーチレクリエーションゾーンの運営管理</u></li> <li>(12) <u>民間体育施設の開放に関すること。</u></li> <li>(13) <u>財団法人藤沢市スポーツ振興財団の運営指導及び連絡調整</u></li> </ol>	<p>(分掌事務)</p> <p>第4条 前条第1項の表に規定する課及び図書館(以下「課等」という。)の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>スポーツ課</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) <u>スポーツ振興事業の総合企画及び連絡調整</u></li> <li>(2) スポーツ施設整備計画の策定と実施</li> <li>(3) スポーツ振興事業の企画及び実施</li> <li>(4) <u>スポーツレクリエーションの奨励普及</u></li> <li>(5) <u>スポーツレクリエーション関係団体及びその指導者の育成指導</u></li> <li>(6) スポーツ振興審議会の庶務</li> <li>(7) スポーツ施設に関すること。</li> <li>(8) <u>スポーツ施設の使用許可</u></li> <li>(9) 学校体育施設の開放に関すること。</li> <li>(10) まちかどスポーツ広場の設置及び運営管理</li> <li>(11) 財団法人藤沢市スポーツ振興財団の運営指導及び連絡調整</li> </ol>

藤沢市教育委員会事務局組織等規則新旧対照表

改正案	現行
<p>(14) <u>スポーツ課の庶務</u>                      (15) <u>指定管理者に対する運営指導</u>                      (生涯学習部に属する教育機関)</p> <p>第6条                      第6項、7項、8項を削除。</p>	<p>(12) <u>スポーツ課の庶務</u>                      (生涯学習部に属する教育機関)</p> <p>第6条</p> <p>6 藤沢市秩父宮記念体育館条例(昭和31年藤沢市条例第21号)第1条の規定に基づき設置された秩父宮記念体育館の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 秩父宮記念体育館、石名坂温水プール、稲荷スポーツ広場、大清水スポーツ広場及びビーチスポーツ広場の運営管理</p> <p>(2) スポーツ施設の使用許可</p> <p>(3) スポーツレクリエーションの奨励普及</p> <p>7 次に掲げる事務を処理させるため、藤沢市鵠沼海岸六丁目12番1号に鵠沼運動施設事務所を設置する。</p> <p>(1) 八部公園、西浜公園及び辻堂南部公園のスポーツ施設の運営管理</p> <p>(2) スポーツ施設の使用許可</p> <p>(3) スポーツレクリエーションの奨励普及</p> <p>8 次に掲げる事務を処理させるため、藤沢市遠藤2,000番地の1に秋葉台運動施設事務所を設置する。</p>

藤沢市教育委員会事務局組織等規則新旧対照表

改正案	現行
<p>(専決事項)</p> <p>第 10 条 前条の規定にかかわらず，教育長及び決裁責任者の専決事項は，別表第 2 のとおりとする。</p> <p>(公印等)</p> <p>第 14 条 公印の名称，寸法，書体，用途等は，別表第 3 のとおりとし，そのひな型は別表第 4 のとおりとする。</p> <p>2 前項の公印の取扱いについては，藤沢市公印規則(昭和 32 年藤沢市規則第 17 号)の定めるところによる。この場合において，「公印主管課長」とあるのは「教育総務課長」と，「公印主管課」とあるのは「教育総務課」と読み替えるものとする。</p>	<p>(1) 秋葉台公園，湘南台公園，遠藤公園，桐原公園及び引地川親水公園のスポーツ施設並びに女坂スポーツ広場の運営管理</p> <p>(2) スポーツ施設の使用許可</p> <p>(3) スポーツレクリエーションの奨励普及</p> <p>(専決事項)</p> <p>第 10 条 前条の規定にかかわらず，教育長及び決裁責任者の専決事項は，別表第 2 のとおりとする。</p> <p>(公印等)</p> <p>第 14 条 公印の名称，寸法，書体，用途等は，別表第 3 のとおりとし，そのひな型は別表第 4 のとおりとする。</p> <p>2 前項の公印の取扱いについては，藤沢市公印規則(昭和 32 年藤沢市規則第 17 号)の定めるところによる。この場合において，「公印主管課長」とあるのは「教育総務課長」と，「公印主管課」とあるのは「教育総務課」と読み替えるものとする。</p>

○藤沢市教育委員会事務局組織等規則

平成12年3月3日

教委規則第3号

別表第2(第10条関係)

固有事務決裁表

課等名	事務の種類	決裁事項	決裁区分	合議	備考
スポーツ課	スポーツの振興	スポーツ振興の基本計画の策定	部長		
		スポーツ施設の整備計画	部長		
		スポーツ振興審議会の庶務	課等の長		
		基本計画に基づく運営計画の策定	課等の長		
		スポーツ振興に係る調査、研究及び企画	課等の長		
		スポーツレクリエーションの奨励普及、振興事業の実施	課等の長		
		<u>学校屋外運動場夜間照明設備</u> の使用許可及び使用料の収納	課等の長		
		財団法人藤沢市スポーツ振興財団の運営指導及び連絡調整	課等の長		
		学校体育施設の開放	課等の長		
		まちかどスポーツ広場の設置及び運営管理	課等の長		
		<u>指定管理者に対する運営指導</u>	<u>部長</u>		

別表第3(第14条関係)

(平成15教委規則6・平成15教委規則1・平成16教委規則9・平成17教委規則12・一部改正)

旧

公印の名称	ひな形	書体	寸法 (ミリメートル)	印材	個数	用途	管守者
藤沢市教育 委員会教育 長之印ス ポーツ施設 使用許可事 務専用	13	てん書	方21	木印	2	スポーツ施 設使用許可 事務専用	秩父宮記念 体育館長
							鵜沼運動施 設事務所長
							秋葉台運動 施設事務所 長

新

公印の名称	ひな形	書体	寸法 (ミリメートル)	印材	個数	用途	管守者
藤沢市教育 委員会教育 長之印ス ポーツ施設 使用許可事 務専用	13	削除					